

自動車税納付確認システム（JNKCS）とは

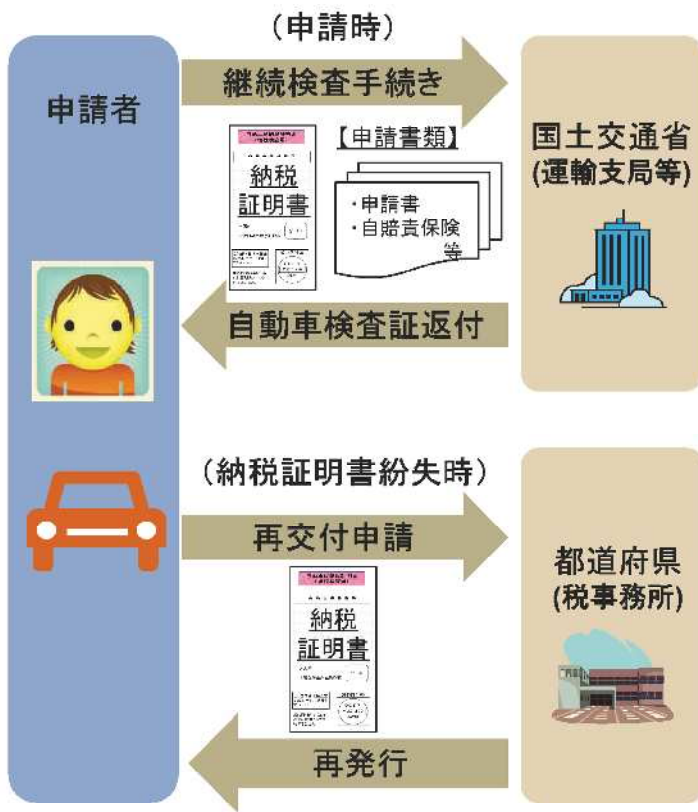
国土交通省HPより

平成27年4月から

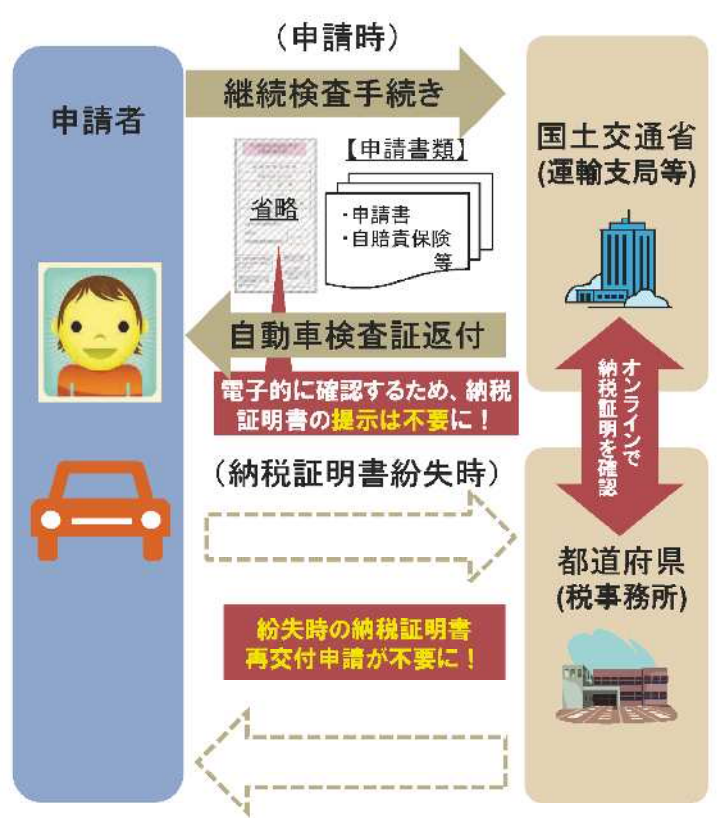
登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

- ※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。
- ※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。
- ※一部の府県を除く。

■現在の申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



※鹿児島県では平成27年7月1日から導入しております。